

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、そ
の翌日)

次のように改正する。

目次中「第二節の二 企画部の所管に属する機関（第三十五条・第三十
六条）」を「第二節の二 削除（第三十五条・第三十六条）」に、「第四
款の四 身体障害者授産施設（第四十五条の六・第四十五条の七）」を

「第四款の四 身体障害者授産施設（第四十五条の六・第四十五条の七）」を

第四款の五 精神薄弱者通勤寮（第四十五条の八・第四十五条の九）」

に、「第十四款の二 母子福祉センター（第七十一条の二・第七十一条の

三）」を「第十四款の二 母子福祉センター（第七十一条の二・第七十一
条の三）」に、「第十四款の三 消費生活センター（第七十一条の四・第七十一
条の五）」に、「第四款 ダム管理事務所（第一百五十六条の八—第一百五十
六条の十）」を

「第四款 ダム管理事務所（第一百五十六条の八—第一百五十
六条の十）」を「第五款 ダム建設事務所（第一百五十六条の十一—第一百五
六条の十）」に改める。

規則

- ◆規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
- ◆訓令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石破一朗

鳥取県規則第二十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を

第六条第一項の表中

用地課

同和対策課 企画調整係・施設係

青少年室 青少年主幹

に、

厚生部	予防課	医務課	衛生課
予防係・統計係・防疫係	保健係・母子衛生係・結核	指導係・医事係	指導係・保健係・母子保健係

企画部	企画課	交通対策課	企画課	企画員
企画調整係・人口生計係・農林教育係・ 商工係・普及係・統計資料室	企画調整係・人口生計係・農林教育係・ 商工係・普及係・統計資料室	企画員	企画員	企画員

企画部	青少年室	交通対策課	企画課	生活課
企画調整係・人口生計係・農林教育係・ 商工係・普及係・統計資料室	企画員	企画員	企画員	総務室・企画員

を

に

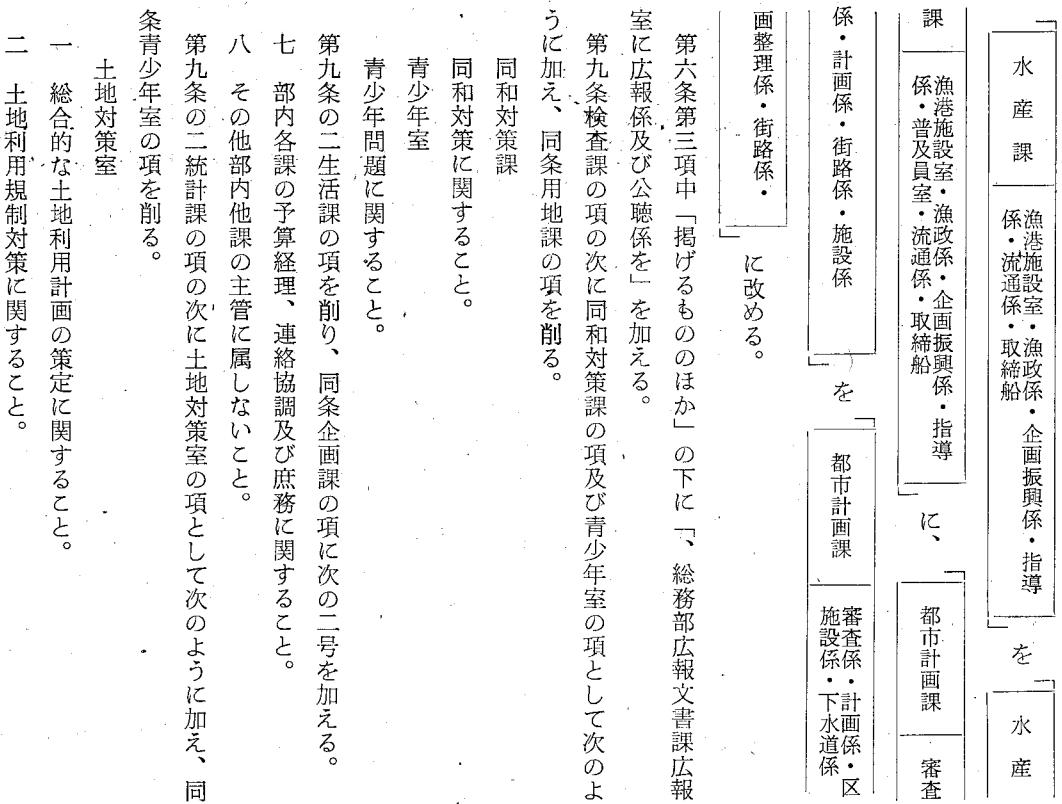
を

厚生部	農業改良課	農業指導課	農政課	農業指導課	農業振興課	農産園芸課	農政企画課	健康対策課	医務課	保険課	生活課
果樹係・花き特産係・食糧係・農産係・ 野菜係	専門技術員室・當農業係・ 活改善係・植物防疫係	農地係・国有財產係・ 共済係	総務室・企画調 整係・農業團地係・ 流通係・構造改善室・ 果樹係	検査室・企画係・ 調整係・開発係・團体 係・構造改善室・振興 係・農地係・国有財產 係・調整係・移住係	専門技術員室・農協指導係・金融係・ 經濟係・普及研究係・生活改善係・農業共 同改善係・農業振興係・農地係・国有財產 係・構造改善室・振興係・農業團地係・流 通係・果樹係	総務室・企画係・ 調整係・開発係・團体 係・構造改善室・振興 係・農地係・国有財產 係・調整係・移住係	検査室・企画係・ 調整係・開発係・團体 係・構造改善室・振興 係・農地係・国有財產 係・調整係・移住係	衛生統計係・成人保健係・母子保健係・ 予防係・精神衛生係・健康増進係	指導係・医事係・看護係	庶務係・会計係・監理係・医療係・国保 係・水道係	生活主幹

に

を

に



- 第六条第三項中「掲げるもののほか」の下に「、総務部広報文書課広報室に広報係及び公聴係を」を加える。
- 第九条検査課の項の次に同和対策課の項及び青少年室の項として次のように加え、同条用地課の項を削る。
- 同和対策課の項を削ること。
- 青少年室
- 青少年問題に關すること。
- 第九条の二生活課の項を削り、同条企画課の項に次の二号を加える。
- 七 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に關すること。
- 八 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 第九条の二統計課の項の次に土地対策室の項として次のように加え、同条青少年室の項を削る。
- 土地対策室
- 一 総合的な土地利用計画の策定に關すること。
- 二 土地利用規制対策に關すること。
- 三 公有地の拡大の推進に關すること。
- 四 土地開発基金に關すること。
- 五 土地開発公社に關すること。
- 六 婦人児童課の項の次に生活課の項として次のように加え、同条同和対策課の項を削る。
- 一 消費者保護対策に關すること。
- 二 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に關すること。
- 三 消費生活センターに關すること。
- 四 第十条予防課の項中「予防課」を「健康対策課」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。
- 六 健康増進対策に關すること。
- 第十二条農政企画課の項、農業指導課の項、農業振興課の項及び農産園芸課の項を次のように改める。
- 農政課
- 一 農林行政に係る企画調整に關すること。
- 二 農業地域整備計画に關すること。
- 三 農業団地の育成計画に關すること。
- 四 農業構造改善に關すること。
- 五 農業開発調査に關すること。
- 六 農畜産物の流通及び関連産業に關すること。

- 七 地方農林振興局に関すること。
- 八 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に關すること。
- 九 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 農業指導課
- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の育成指導に關すること。
- 二 農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に關すること。
- 三 農業金融に關すること。
- 四 農業災害補償に關すること。
- 五 農業会議及び農業委員会に關すること。
- 六 農地關係等の調整に關すること。
- 七 既墾地の自作農創設維持に關すること。
- 八 農地の交換分合(工事を伴うものを除く。)に關すること。
- 九 國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)に基づく調査に關すること。

農業改良課	第一項 農業改良改善に關すること。 第二項 農業改良専門技術に關すること。 第三項 農業改良普及事業に關すること。 第四項 農村生活改善に關すること。 第五項 植物防疫に關すること。	農業園芸課	第一項 食糧農産物に關すること。 第二項 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の施行に關すること。 第三項 園芸農産物及び工芸作物に關すること。 第四項 農業試験場及び果樹試験場に關すること。 第五項 第十三条砂防課の項第七号を次のよう改める。 第六項 ダム管理事務所及びダム建設事務所に關すること。
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)の実施の推進、災害が発生した場合に等の連絡調整等の防災に關する事務	鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)の実施の推進、災害が発生した場合に等の連絡調整等の防災に關する事務
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務	鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務	鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務
鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務	鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務	鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務	鳥取県青少年問題取締条例第四十六条の連絡調整等の事務

		昭和三十六年法律第二百二十三号) 第一定による地域防災計画の作成及びそれが発生した場合における関係行政機関が行なう事務、	
		協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号) 第一条の規定による青少年の指導、連絡調整並びに知事に対する意見具申	
年間		青少年室	
鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号) 第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務		青少年室	
鳥取県青少年問題協議会		青少年室	
鳥取県農業振興審議会設置条例(昭和三十六年四月鳥取県条例第十二号) 第一条及び第二条の規定による農林水産業の基本施策についての調査審議及び答申に関する事務		青少年室	
鳥取県農業振興審議会		青少年室	
鳥取県卸売市場審議会設置条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十八号) 第一条の規定による鳥取県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要な事項の調査審議に関する事務		青少年室	
鳥取県卸売市場審議会		青少年室	
鳥取県改良普及員資格試験審査委員会		鳥取県改良普及員資格試験審査委員会	
鳥取県農業共済保険審議会		農業灾害補償法(昭和二十二年法律第八十五号) 第百三十二条第一項及び第一百四十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県開拓審議会		開拓者資金金融通法(昭和二十二年法律第六号) 第六条第二項及び第七条第二項の規定による知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県農業振興課		農業指導課	
農政企画課		農業振興課	
農政課		農業振興課	

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百三十二条第一項及び第一百四十三条の二第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要な事項の調査審議に関する事務	農業指導課
鳥取県開拓審議会	農業改良課
鳥取県改良普及員資格試験委員会	
鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第十五条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務	
（分掌事務）	

に改める。

第四章第二節の二を次のように改める。

第二節の二 削除

第三十五条及び第三十六条 削除

第四章第三節第四款の四の次に次の二款を加える。

第四款の五 精神薄弱者通勤寮
(名称及び位置)

第四十五条の八 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された精神薄弱者通勤寮の名称及び位置は、次のとおりである。

第七十一条の五 消費生活センターは、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関する事務。
二 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関する事務。
三 商品の試験及び検査に関する事務。
四 前三号に掲げるもののほか消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務に関する事務。

名	称	位	置
鳥取県立消費生活センター	米子市		

第四十五条の九 精神薄弱者通勤寮は、十五歳以上の精神薄弱者であつて、就労している者を入所させて、対人関係の調整、余暇の活用等自活に必要な事項の指導を行なう事務を分掌する。

第四章第三節第十四款の二の次に次の二款を加える。

第十四款の三 消費生活センター

（名称及び位置）

第七十一条の四 鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例

（昭和四十六年三月鳥取県条例第三号）第二条の規定により設置された消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりである。

第七十六条第一項の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の項中「及び環境公害科」を「水質調査科、水質環境科及び大気験音科」に改める。

第一百七条第一項の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係・県営事業係・調査係

耕地課

管理係・用地係・事業係
業係・調査係

・県営事
に改め、同表の鳥取県倉吉地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係・調査係・県営事
業第一係・県営事業第二係

を

耕地課

管理係・用地係・事業係
・県営事業第一係・県営事
業第三係

事業第二
に改め、同表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

耕地課

管理係・事業係・県営事業第一係
・県営事業第二係・調査係・中海
千拓係

を

耕地課

管理係・用地係・事業係
・県営事業第一係・中海
千拓係

・県営事
係・調査
に改める。

第一百七条中「栽培第一科、栽培第二科」を「栽培科、病虫科、土壤肥

料科」に改める。

第一百二十三条第二項の表中

鳥取県畜産試験場大山分場

西伯郡岸本町及び日野
にわたる地区

及び日野郡溝口町

鳥取県畜産試験場依原分場

西伯郡岸本町
わたる地区

郡溝口町に

に改める。

第一百三十五条の七第一項中「種畜場に」の下に「庶務係、業務係及び」
を加える。

第一百五十六条第一項の表の鳥取県鳥取土木出張所の項中

工務第一課

工務第一課

第四章第六節第四款の次に次の二款を加える。

第五款 ダム建設事務所

(設置)

第一百五十六条の十一 ダム建設事務所を次のとおり置く。

			河港係・砂防係	改良係・舗装係・補修係
		工務第一課 係	改良係・補修係・河川を	に改め、同表の鳥取県根雨土木出
	工務第二課 係	工務第二課		
鳥取県賀祥ダム建設事務所	名 称	設置	に改める。	に改め、同表の鳥取県根雨土木出
西伯郡西伯町	位 置	第四章第六節第四款の次に次の二款を加える。 第五款 ダム建設事務所	第四章第六節第四款の次に次の二款を加える。 第五款 ダム建設事務所	に改め、同表の鳥取県根雨土木出
第一百五十六条の十一 ダム建設事務所を次のとおり置く。	(設置)			

三 工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。

四 工事に係る損害の賠償及び補償に関すること。

五 不動産の登記に関すること。

六 庶務に関すること。

(内部組織)

第百五十六条の十三 ダム建設事務所に業務係及び工務係を置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中

課長	課長補佐	主務係長
		を

課長

鳥取県規則第二十二号

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を

次のように改正する。

第二条第一項第七号中「及び室長補佐」を「室長補佐及び副参事」に改める。

別表第一予防課の項中「予防課」を「健康対策課」に改

め、同表農政企画課の項を削り、同表農業指導課の項中

鳥取県知事

石 破 二 朗

昭和四十八年三月三十日

鳥取県規則第二十一号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

別表第二号中「介護員」を削り、同表第三号中「水産技師」の下に「

・水産業改良普及員」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

に改め、同表農業振興課の項及び農産園芸課の項を次のように改める。

農業改 良課	肥料の登録法	肥料取締一五課	広報文書肥料の分析に相当の日数を要する。
芸課園	肥料の登録の有効期間の更新	肥料の登録証の書換え又は再交付	肥料の登録の有効期間の更新
一農業倉庫業の認可又はその業務規程の変更の認可	農業倉庫法	農業倉庫	農業倉庫法
七	七	七	七
課	七 広報文書	七 "	七 "

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十八年三月三十日

訓
令

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

「策課 同」を「生活課 生」に、「予防課 予」を「健康農政企画課 農企」「農業指導課 農指」「農業振興課 農興」「農業改良課 農改」に改める。

別表第一中	企画部	用	地	課
企画課	生	活	課	用
交通対策課	企	画	課	用
統計課	交	通	企	画
青少年室	統	計	交	通
青	統	計	企	画
少年室	統	計	課	課
青	統	計	企	画
土地対策室	統	計	交	通
土	統	計	企	画
	に、	「同和対	」	同和對策課

別表の十課長印の項中

第三号

二二ミリメートル
平方

出納室長
広報文書
長

第四号	第三号
鳥 取 県 納 印 鳥 出 室 長	鳥 取 県 納 印 室 長
二一 ミリ メート ル 平 方	二一 ミリ メート ル 平 方
出 納 室 長	長 広 報 文 書 課